

酒田市スクールバス運行業務委託（平田地区②）【単価契約】【債務負担行為】  
仕様書

1 件 名 酒田市スクールバス運行業務委託（平田地区②）【単価契約】【債務負担行為】

2 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 運行車輛

- (1) 委託者が用意する車両を受託者に貸与して運行する。  
(2) 貸与車両は以下のとおりとする。

No.	バス名称	車両ナンバー	乗車定員
1	東部中スクールバス3号	庄内200 は 373	45人
2	東部中スクールバス5号	庄内200 は 182	61人

その他、緊急的に委託者が用意する車両

- (3) バスの賃料は無償とする。

4 運行内容 ※利用人数等により変動することがある。

(1) スクールバスとして運行（東部中学校・南平田小学校の運行経路）

通常便

Cコース 所要時間 約40分

登校：<小林Uターン場> → 小林温泉 7:21 発 → 山本 → 滝沢 → 上田沢新田 → → 田沢新田 → 植山 → 旧田沢小学校 → 荒町 → ポンプ小屋前 → 工藤床屋前 → 南平田小 7:55 着 → 東部中 8:00 着

下校：偶数月（南平田小学校のみ）

南平田小発 → 新山 → 山谷 → 滝谷 → 仁助新田 → 吉ヶ沢（地区内） → 丸山 → 鹿島 → <鹿島でUターン> → <上中村バス停手前から左折> → 備畠 → 進藤 → <円能寺Uターン> → 沖着

奇数月（南平田小学校のみ）

南平田小発 → 新山 → 山谷 → 滝谷 → 仁助新田 → <上中村バス停先右折> → 備畠 → 進藤 → <円能寺バス停でUターン> → 沖 → <小平沢大通り右折> → 吉ヶ沢（地区内） → 丸山 → 鹿島着

Dコース 所要時間 約25分

登校【冬季のみ】

：仁助新田 7:35 発 → 滝谷 → 山谷 → 金谷 → 新山 → 植橋バス停

→ 植橋保育園前バス停（真駒前） → 南平田小 7:50 着 → 東部中 8:00 着

下校（南平田小学校のみ）

：南平田小発 → 元田沢バス停 → 荒町 → 植山（バス停Uターン後消火栓周辺）

→ 滝沢 → 山本 → 小林温泉着

通常便下校時の出発時刻（南平田小学校のみ）

1便目 14:30頃 2便目 15:35頃 ※4時間の日：1便目 13:40頃（冬季含む）

#### 運行回数等

- ① 運行回数は原則として登校1回、下校2回（休日部活動便は登校1回、下校1回）とする。
- ② 運行回数及び運行時間について、学校行事等により変更となる場合がある。
- ③ 運行日数（児童生徒の登校日、部活動がある休日等）は、年間260日程度。

#### （2）学習バスとして運行

- ① 校外学習等での運行
- ② 中体連主催大会等での運行
- ③ その他、委託者が特に必要と認めたもの

### 5 業務内容

- （1）スクールバス運行の運転業務
- （2）学習バス運行の運転業務
- （3）運行に関する一連の管理事務業務
- （4）始業点検及び運行後の洗車、清掃及び車両内外の点検業務
- （5）置き去り防止の観点から、終点もしくは生徒の最終降車時における車内点検
- （6）運行日誌の作成と委託者への報告
- （7）その他、委託者が必要とする事項

### 6 契約

スクールバス運行の時間単価と学習バス運行の時間単価による単価契約とする。

### 7 年間委託見込経費（人件費及び事務費相当分）

- （1）スクールバス運行 見込時間数 2,400時間 × 時間単価（税抜）
  - （2）学習バス運行 見込時間数 600時間 × 時間単価（税抜）
- （1）・（2）の合計額で算定

### 8 バス運行計画と受託者の責務

- （1）受託者は、毎月のバス運行計画（前月20日頃までに通知）に基づき、運転手の配置計画を作成し、バス運行に支障がないようにする。
- （2）受託者は、運行日ごとの運行日誌を記録し、毎月月末にとりまとめを行い、その翌月の10日までに委託者に報告する。

### 9 受託者の要件

道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

### 10 費用負担

委託料とは別に委託者が負担する経費は、バス燃料費、車両整備費、車検費用、重量税等公課費、自賠責保険料、任意保険料、消耗品費等とする。

### 11 検査

本業務が完了したときは、遅滞なく運行日誌と運行明細書を提出し、委託者が行う検査を受けなければならない。

## 12 検査後の請求

受託者は、委託者が行う検査に合格したときは、委託者に対し委託料の請求書を提出できるものとする。

## 13 委託料の支払

委託者は、1か月毎に契約単価に実績の運行時間数を乗じて算出される委託料を、正当な請求書を受け取った日から30日以内に受託者に支払うものとする。ただし、指定管理鳥獣の出没等による人身被害の発生の恐れがあり、緊急対応により、委託者が受託者に対して運休を依頼した場合は、毎月のバス運行計画に基づき、見込運行時間数（業務従事時間数）に時間単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。

## 14 運行時間（業務従事時間）の算定範囲

- (1) 運転手の業務従事時間は、受託会社よりバス車庫までの移動時間も含めるものとする。
  - (2) 運転手の始業点検時間（30分間）を加算する。（当該バスの運行開始時）
  - (3) 運転手の洗車・清掃・消毒時間（30分間）を加算する。（当該バスの運行終了時）
- ※ (1)～(3) の加算時間は、各運転手の業務の開始時又は終了時に属している業務内容（スクールバス運行又は学習バス運行）の時間単価とする。
- (4) 一日に同一運転手が複数のバス運行を担当し、次の乗車業務までの間隔が90分以内の場合、その時間を業務従事時間に含め、次の乗車業務の内容（スクールバス運行又は学習バス運行）の時間単価とする。
  - (5) 支払い対象となる毎日の業務従事時間は、30分単位とする。一日の通算した時間が30分に満たない場合は30分に切り上げし、30分を超える場合は1時間に切り上げる。  
(例：5時間20分の場合は5時間30分、5時間50分の場合は6時間とする。)

## 15 損害賠償等

運行業務において、第三者及び車両等委託者に損害等を与えた場合は、委託者が加入する保険等により支払うものとする。ただし、受託者自らに責任あると認められたときは、その責任に応じた額を委託者は受託者に請求できるものとする。この場合、委託者が請求する額は委託者と受託者双方で協議し決定するものとする。

## 16 その他

- (1) 原則として平田地区スクールバスは、平田総合支所（旧消防署跡地）の敷地内とする。
- (2) 天候等により運行計画に変更が生じた場合、速やかに対応できる体制を整えていること。
- (3) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- (4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。